

赤穂市選挙管理委員会告示第43号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項及び第4項の規定による赤穂市開票区の開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりである。

令和7年7月3日

赤穂市選挙管理委員会

委員長 鹿 島 博 司

1 場 所 赤穂市役所2階 選挙管理委員会執務室

2 日 時 公職選挙法第62条第2項（候補者から届出のあった開票立会人が
10人を超えるとき）の規定によるくじ
令和7年7月17日午後5時30分